

**令和 2 年度**

**阿見町民間保育所設置・運営法人  
募集要項**

**令和 2 年 6 月**

**阿見町保健福祉部子ども家庭課**

## 目次

|                      |   |
|----------------------|---|
| 1.はじめに               | 2 |
| 2.募集施設の概要・運営要件       | 2 |
| (1)施設の種別             |   |
| (2)募集施設数             |   |
| (3)開設日               |   |
| (4)定員                |   |
| (5)受入年齢              |   |
| (6)開所する日・時間          |   |
| (7)休園日               |   |
| (8)苦情解決              |   |
| (9)個人情報の保護について       |   |
| (10)地域型保育事業所との連携について |   |
| (11)その他の注意事項         |   |
| (12)開設までのスケジュール      |   |
| 3.応募資格               | 3 |
| (1)主体                |   |
| (2)その他               |   |
| 4.募集条件               | 3 |
| (1)土地                |   |
| (2)建物の設備・構造の要件       |   |
| (3)地域住民等への説明         |   |
| (4)関係法令の遵守           |   |
| (5)職員配置・育成           |   |
| (6)子ども・子育て支援事業の実施    |   |
| (7)その他               |   |
| 5.募集方法               | 5 |
| (1)質疑受付              |   |
| (2)事前登録              |   |
| (3)事前申請              |   |
| (4)本申請               |   |
| (5)申請後の辞退            |   |
| (6)申請書の取り扱い          |   |
| (7)欠格事項              |   |
| 6.審査・選考              | 7 |
| (1)選考方法              |   |
| (2)主な審査項目について        |   |
| (3)審査結果通知            |   |
| 7.整備・運営にあたっての補助制度    | 8 |
| (1)建設に係る経費           |   |
| (2)民間保育所等運営費補助金      |   |
| (3)その他               |   |
| 8.その他留意事項            | 9 |
| (1)総括                |   |

## 1.はじめに

阿見町では、これまで、待機児童の解消に向け、認可保育所や認定こども園の整備、小規模保育・家庭的保育事業所の開設等により、受け入れ枠の増に努めて参りました。しかし、今後も待機児童の増加が見込まれることから、新たに民間保育所を整備・運営する法人を募集することとしました。

募集にあたっては、町が無償貸与する土地において認可保育所を設置・運営できる法人とします。

## 2.募集の概要・運営要件

- (1)施設の種別 認可保育所
- (2)募集施設数 1施設
- (3)開設日 令和4年4月1日
- (4)定員 150人
  - ①進級時の児童の受入を確保できる定員構成にすること。
  - ②町の待機児童の状況を考慮し、0～2歳児の受入に努めること。
- (5)受入年齢 生後8週間から就学前までのすべての児童を受け入れること
- (6)開所する日・時間 月曜日～土曜日 11時間以上／日
- (7)休園日
  - ①日曜日
  - ②国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
  - ③年末年始(12月29日から31日まで、並びに1月2日及び3日)※当該日を開園日とすることも可
- (8)苦情解決 苦情解決の仕組みを整備すること。(苦情解決責任者、苦情受付担当者の設置等。)
- (9)個人情報の保護について  
個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)その他の関係法令に準じ、適切に取り扱うこと。
- (10)地域型保育事業所との連携について  
阿見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第6条の規定に基づき、町内に立地する当該事業所について、卒園後の受け入れ、及び代替保育等の連携協力を実施すること。
- (11)その他の注意事項
  - ①阿見町の教育・保育及び子育て支援施策をよく理解し、運営において積極的に協力するとともに、関係法令等を遵守すること。
  - ②保育内容については、「保育所保育指針(平成29年3月31日厚生労働省告示第117号)」を基本とし、保育計画・指導計画を作成のうえ、その計画に沿って実施すること。
  - ③入所児童の利用調整は他の施設と同様に町が行います。
  - ④保護者会の設置を妨げないこと。また、保護者会(父母の会)の会費の額は、保護者に委ねること。
  - ⑤保育料とは別に費用負担を求める場合は、町と協議のうえ保護者の理解を得てから重要事項説明書に記載すること。
- (12)開設までのスケジュール(日程は変更になることがあります。)

|      |                              |
|------|------------------------------|
| 質疑受付 | 令和2年 6月26日 ~ 令和2年 7月 7日 午後5時 |
| 事前登録 | 令和2年 6月26日 ~ 令和2年 7月 7日 午後5時 |
| 事前申請 | 令和2年 7月 1日 ~ 令和2年 7月22日 午後5時 |
| 本申請  | 令和2年 7月27日 ~ 令和2年 7月31日 午後5時 |

|             |                     |
|-------------|---------------------|
| 書類審査・ヒアリング等 | 令和2年 8月             |
| 審査結果通知      | 令和2年 9月上旬           |
| 諸手続き及び用地整備  | 令和2年 9月頃 ~ 令和3年 6月頃 |
| 施設整備        | 令和3年 7月頃 ~ 令和4年 2月  |
| 認可・確認       | 令和4年 2月～3月          |
| 開設          | 令和4年 4月 1日          |

### 3.応募資格

応募資格は次のとおりとします。ただし、応募後に本資格を満たさなくなった場合は、応募資格を有しないものとし、応募は無効とします。

#### (1)主体

応募時現在において、以下のいずれかの法人格を有すること。又は、開設までに新たに法人格を取得する見込みがあること。

- ①社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人
- ②公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律等に規定する一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人
- ③日本赤十字社法に規定する日本赤十字社
- ④学校教育法第22条に規定する学校法人
- ⑤特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人
- ⑥会社法第2条第1号に規定する会社

#### (2)その他

次の事項をすべて満たすこと。

- ①施設を利用する保護者はもとより、地域との信頼関係を築ける法人であること。
- ②社会福祉事業に熱意と見識を有し、良好な運営が確保できると認められること。
- ③認可保育所を実施するために必要な経営基盤及び社会的信望を有していること。
- ④町の保育行政について積極的に協力できる法人であること。
- ⑤本募集要項にて提示する条件を厳守できること。
- ⑥児童福祉法第34条の15第3項第4号及び当要項 P6-7の「欠格事項」に該当しないこと。

### 4.募集条件

令和4年2月末日までに建築工事を完成し、令和4年4月1日に開園できること。

#### (1)土地

①町が貸与する土地の概要は、次の表のとおりです。

| 予定所在地(別図参照)       | 所有者 | 地目 | 面積                      |
|-------------------|-----|----|-------------------------|
| 阿見町大字荒川本郷2062番地7  | 阿見町 | 山林 | 1,008.00 m <sup>2</sup> |
| 阿見町大字荒川本郷2066番地89 | 〃   | 畑  | 1,484.00 m <sup>2</sup> |
| 阿見町大字荒川本郷2066番地94 | 〃   | 畑  | 1,778.00 m <sup>2</sup> |
| 合計                |     |    | 4,270.00 m <sup>2</sup> |

- ②貸与を受けた土地については、保育所以外の用途に使用することを禁止します。
- ③選定法人は、町との間に土地使用貸借契約書を取り交わすものとします。契約締結から10年間無償貸

与とします。無償貸与期間の経過後については、期間満了前に町と協議のうえ、契約期間を更新することができるものとします。その際、町は地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第2項第1号の規定に基づき、4. 募集条件(1)土地に定める物件を選定法人に貸し付けるものとし、その賃貸料については、阿見町行政財産使用料徴収条例(平成13年阿見町条例第27号)別表1土地の項に定める式により算出した額に相当する額とする。

- ④当該用地の測量・整地等は法人の負担となります。台帳地目のみならず、現地を確認のうえ、事業費積算を行ってください。なお、当該費用に対する補助はありません。
- ⑤当該土地は、山林のほか農地も含まれていることから、農地転用等の手続きが必要となります。  
当該手続きも含め、施設整備に係る諸手続きは、法人において行うものとします。
- ⑥当該土地の形状を活かした施設の設計及び屋外施設の配置等を検討してください。
- ⑦敷地内に、満2歳以上の幼児1人につき3.3㎡以上の屋外遊戯場を併設すること。
- ⑧敷地外に出ることができる避難経路など、安全が確保されること。
- ⑨敷地内に、保護者が送迎の際に利用する駐車場等を設けること。  
また、送迎時の敷地の出入りについて、十分な安全対策を講じること。
- ⑩敷地内に、給食の食材搬入や緊急時等に一時的に利用する車両の駐停車スペースを確保すること。
- ⑪次の場合は、土地使用貸借契約を解除します。
  - ア. 保育所以外の用途に供したとき。
  - イ. 町の承諾を得ずに土地の形状・形質を変更したとき。
  - ウ. 土地を転貸したとき。
  - エ. 町の承諾を得ずに土地上の建物の増改築を行ったとき。
  - オ. 町の承諾を得ずに土地上の建物に抵当権の設定を行ったとき。
  - カ. 契約を継続しがたい重大な背信行為があったとき。
- ⑫「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に基づく財産処分制限期間前に土地を明け渡す場合には、建物及び工作物については現状のままでの引渡しをするとともに、当町に対して、建物及び工作物の買い取りを請求しないものとします。また、それ以降に土地を明け渡す場合は、建物及び工作物を撤去し、整地をしたうえ更地として当町に返還するものとします。

## (2) 建物の設備・構造の要件

- ①令和4年4月1日に保育の実施が可能な建物を、貸与を受けた土地に建築すること。
- ②建設にあたっては、児童福祉法、子ども・子育て支援法、社会福祉法、建築基準法、都市計画法、消防法、地方公共団体が定める基準または要綱その他の関係法令及び通知等(以下、「関係法令」という。)の定めるところに従うこと。
- ③施設内調理室を有すること。
- ④その他、保育所の機能向上にかかる整備も積極的に取り入れてください。
- ⑤国庫等補助を活用した場合は、設備の耐用年数を経過する前に保育所運営を廃止又は設備を除去した場合は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」及び「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」等の関係法令に基づき、当該補助金を返還する可能性があることに留意すること。

## (3) 地域住民等への説明

- ①町の指示に基づき、保育所開設・運営に関して、行政区関係者、地域住民等への説明を設置・運営法人の責任において行うこと。
- ②施設の設計や工事の実施にあたっては、次の事項等について近隣の住民と十分に話し合い、設置・運営

法人の責任において解決すること。

- ア. 建物の位置と高さ(日照)
- イ. 植栽樹木等の管理
- ウ. 防音対策
- エ. 保護者や園児の安全な動線の確保と交通安全対策
- オ. 工事用車両の搬出入経路
- カ. 工事騒音や振動
- キ. その他, 近隣の住民より要望のある事項

#### (4)関係法令の遵守

①認可保育所の整備・運営にあたり, 関係法令の基準を満たすこと。

※上記のほか, 今後国から示される保育の取り扱いに関する各種通知等に基づくこととします。国が示す制度の内容により基準等が変更となった場合, 変更への対応については施設の責任により行うこととし, 町はその損害等を補償いたしません。

②設計を確定する前に予め関係機関に相談し, その指導に従うこと。

③阿見町関係条例等については, 阿見町関係部署へ事前に相談すること。

#### (5)職員配置・育成

①社会福祉事業における経験が豊富で, 児童福祉法, 子ども・子育て支援法及び関係法令等の制度を理解している, マネジメント能力の高い施設長候補者, 主任候補者及び事務職員を配置すること。

②職員を確保するための手段や育成方法に関して, 実現性が高い計画が立てられていること。

③開設後は, 保育の安定性の面から, 職員の異動について配慮すること。

#### (6)子ども・子育て支援事業の実施

次の①, ②事業を行うこと。

①延長保育事業

②一時預かり事業

※病児保育事業(病児対応型・体調不良児対応型)及び地域子育て支援拠点事業の取り組み予定については, 加点対象とします。

#### (7)その他

①預かった園児に対する安定的・継続的な保育サービスの提供という観点から, 経営状況等の悪化等により, 運営開始後に保育サービスの提供が困難になった場合の具体的な対応策を講じていること。

②法人の決定後, 提案された協定を確実に履行するために, 町と設置・運営法人との間で, 基本協定を締結すること。なお, 協定に違反した場合には, 土地貸借契約を解除する場合がある。

## 5.募集方法

### (1)質疑受付

受付期間: 令和2年6月26日 ~ 令和2年7月7日 午後5時まで

質問受付方法 : 「質問書」(別紙)により, 電子メールにてお問い合わせください。

(電子メール環境が無い場合は FAX によることとします。いずれの場合も, 質問を送信した旨を, 必ず電話連絡をしてください。窓口又は電話での質問は受け付けません。) 応募資格に該当する者以外からの質問, 応募と無関係な質問は受け付けません。

質問票提出先 : 阿見町保健福祉部子ども家庭課

回答方法 : 随時, 町ホームページに掲載します。

(2) 事前登録(事前登録がない場合は、以降の申請を行うことができません。)

受付期間: 令和2年6月26日 ~ 令和2年7月7日 午後5時まで

事前登録方法 : 「事前登録申請書」を阿見町保健福祉部子ども家庭課へ提出ください。

(3) 事前申請(事前申請がない場合は、本申請を行うことができません。)

提出期間: 令和2年7月1日 ~ 令和2年7月22日 午後5時まで

提出先 : 阿見町保健福祉部子ども家庭課

提出書類: 事前申請書類一覧(様式一覧中A)のとおり

※資料は原則として A4サイズのフラットファイルに綴じ込むこと。また、各資料の番号をインデックスに書き込み資料に付して提出すること。

提出方法: 持参のみ受付します。予め電話連絡のうえご来庁下さい。

提出部数: 8部(原本1部+写し7部)

(4) 本申請(事前申請がない場合は、本申請を行うことができません。)

提出期間: 令和2年7月27日 ~ 令和2年7月31日 午後5時まで

提出先 : 阿見町保健福祉部子ども家庭課

提出書類: 応募申請書類一覧(様式一覧中B)のとおり

※資料は原則として A4サイズのフラットファイルに綴じ込むこと。また、各資料の番号をインデックスに書き込み資料に付して提出すること。

提出方法: 持参のみ受付します。予め電話連絡のうえご来庁下さい。

提出部数: 8部(原本1部+写し7部)

(5) 申請後の辞退

申請後に辞退するときは、令和2年8月5日(水)正午までに文書(任意様式)により届けること。

(6) 申請書の取り扱い

ア. 受付期間を過ぎたものは受理しません。

イ. 申請時に提出された書類は返却いたしません。

ウ. 提出された申請書類は、阿見町情報公開条例(平成12年条例第41号)に規定する「公文書」として、同条例に基づく開示請求の対象となります。

エ. 応募のために要した費用等については全て応募者の負担とし、町は補償しないものとします。

オ. 必要に応じて別途資料を請求する場合があります。

(7) 欠格事項

下記のいずれかに該当する場合は欠格とします。

ア. 提出書類に虚偽があった場合

イ. 事業計画の内容が本要項で定めた条件を満たさない場合

ウ. 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

エ. 法人税、消費税及び地方消費税を滞納している場合

オ. 県内に本店又は営業所等を有する法人その他の団体にあつては、県税を滞納している場合

カ. 町税を滞納している場合

キ. 町における指名停止措置等を申請期限の日から審査結果通知までの間に受けている場合

ク. 既に保育所の運営等を実施している場合は、過去2年の間に実施された、申請法人が運営する児童福祉施設、認可外保育施設及び申請法人本部等に対する関係法令に基づく報告、質問、立ち入り検査または調査等(以下、「監査」という。)(過去2ヶ年の間に監査の実施実績がない場合は直近に実施された監査)の結果、監査実施機関から受けた指示、勧告または命令に従わなかった等の事案

- から、関係法令を遵守して保育所を設置・運営することができない恐れがあると認められる場合
- ケ. 財務状況及び経営状況に、保育所の安定的な運営に支障が生じる恐れがある問題があると認められる場合
- コ. 民事再生法(平成11年法律第225号)又は破産法(平成16年法律第75号)の適用を受け、法人に財産的能力がなくなつたと認められる場合
- サ. 刑事事件その他の不祥事により、法人の信用が失墜したと認められる場合
- シ. 次のいずれかに該当する場合
- a. 申請法人または申請法人の役員等(役員、代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。)が阿見町暴力団排除条例(平成23年条例第19号)第2条第1項に規定する暴力団(以下、「暴力団」という)、同条第2項に規定する暴力団員または同条第3項に規定する暴力団員等(以下、「暴力団員等」という)、または暴力団及び暴力団員等並びに暴力団及び暴力団員等と密接な関係を有する者(以下、「暴力団等」という)であると認められる場合
  - b. 申請法人または申請法人の役員等が、自己、自社・法人若しくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団等を利用するなどしていると認められる場合
  - c. 申請法人または申請法人の役員等が、暴力団等に対して、資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる場合
  - d. 申請法人または申請法人の役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合
  - e. その他、本要項及び関係法令に違反すると認められる場合

## 6.審査・選考

### (1)選考方法

阿見町保育所設置・運営法人選考委員会による書類審査及びヒアリング等を行い決定します。申請法人によるプレゼンテーションの実施予定はありません。ただし、必要に応じ、提出書類の内容確認を行うことがあります。

### (2)主な審査項目について

| 項 目                    | 審査内容  |
|------------------------|---|
| 設置者の概要<br>(応募資格)       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人の経営理念、事業内容等</li> <li>・保育施設の運営の有無及び監査等の状況</li> <li>・経済的基礎、保育資金、収支計算書が適正に作成されているか</li> <li>・実務を担当する幹部職員の社会福祉事業に関する知識又は経験</li> </ul> |
| 施設の概要<br>(施設要件)        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・定員設定</li> <li>・施設構造</li> <li>・敷地内(屋外遊戯場、専用駐車場)の状況</li> </ul>  |
| 保育所の運営<br>方針・保育内容<br>等 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・応募動機</li> <li>・施設の運営方針、保育方針</li> <li>・開所時間、延長保育の実施</li> <li>・給食に関する取組み</li> <li>・衛生・健康管理に関する取組み</li> </ul>                          |



|      |  |
|------|--|
|      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・配慮が必要な子ども及び保護者支援に対する取組み</li> <li>・危機管理上の取組み</li> <li>・多様な保育サービスの実施</li> <li>・保護者への連絡・連携, 及び苦情解決に対する取組み</li> <li>・個人情報保護に関する取組み</li> <li>・地域型保育事業所との連携(卒園後の受け入れ, 代替保育等)の実施</li> </ul> |
| 職員体制 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理者, 保育士, 保育従事者等の確保状況, 職員配置計画等</li> <li>・職員の資質向上に対する取組み</li> </ul>   |
| その他  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・病児保育事業(病児対応型・体調不良児対応型), 地域子育て支援拠点事業, その他独自の特色ある取り組みについては加対象とします。</li> </ul>  |

### (3) 審査結果通知

令和2年9月上旬(予定)

審査結果は, 合否に関わらず, 文書によりすべての申請法人に通知するほか, 町ホームページで公表します。なお, 応募者の評価が, 加点を除く満点の7割(項目ごとでは 5 割)に満たない場合には, 選定法人は「該当なし」となることがあります。

## 7. 整備・運営にあたっての補助制度

設置・運営法人が施設を整備・運営するにあたっては, 次の助成制度を利用することを前提とします。

ただし, 本募集要項に基づく整備・運営法人の決定に際しては, 助成制度を利用するための条件が付される場合があります。また, 助成制度は, 当該事業の経費を含む町の予算の成立を要件とし, 予算が成立しない場合は, 助成を受けることはできません。

なお, 工事請負契約は, 関係法令及び通知等を遵守するとともに, 阿見町が行う契約手続きの取り扱いに準拠してください。

### (1) 建設に係る経費

(国又は県補助が実施される場合であって, 各要項・要領等に条件が適合した場合のみ補助金の対象となります。)

①補助対象者 継続的に保育を実施できる法人

(ただし, 実施される補助金の要綱によっては, 助成対象となる法人が限られる場合があります。)

②対象経費 新たに保育所を設置するにあたり, 建設に必要な経費

③補助基準額 建設工事費のうち, 国又は県補助要綱等で定める額

(補助対象経費が基準額を下回る場合は, 補助対象経費を補助基準額とする。)

④補助率 建設工事費のうち, 国又は県補助要綱等で定める率

⑤その他 国が別途定める国庫負担金, 補助金, 交付金の対象となる事業については, 対象としないものとする。

### (2) 民間保育所等運営費補助金

開所後の運営にあたっては, 子ども・子育て支援法第27条に規定する委託費に加え, 国・県の補助制度に基づく助成を行います。

ただし, 交付された補助金は原則として当該保育所で指定された目的のために支出されるものであり, 実

績報告を確認したうえで、補助金交付額が実績に満たない場合は、返還していただく可能性があります。また、国・県の制度改正にあわせて、本助成の内容が変更となる場合がありますので、ご承知おきください。

### (3)その他

#### 障害児保育事業(町単独)

- ①補助対象者 障害児の保育にあたって、保育士の加配を行う民間保育所等
- ②対象経費 保育士の配置基準及び補助対象となる保育士を除き、障害児保育のための保育士を児童 1 人当たり0.5名以上加配している保育士が1人以上いる場合の対象保育士の人件費に係る経費
- ③補助基準額 対象児童1人当たり、65,300 円に補助対象月数を乗じた額  
(補助対象経費が補助基準額を下回る場合は、補助対象経費を補助基準額とする。)
- ④補助率 10/10
- ⑤その他 当該事業の対象となる児童の障害の判定基準等は、「阿見町障害児保育事業補助金交付要綱」によるものとします。

## 8.その他留意事項

### (1)総括

- ①提出された書類は情報公開の対象となり、請求により開示する場合があります。
- ②応募者、その関係者等から町に対して審査にかかる問い合わせは、審査の公平性を期するため、審査の事前・事後ともに受け付けません。
- ③事業者決定後の保育所(園)の認可に係る県知事への事前協議は、原則として町保健福祉部子ども家庭課において行いますが、施設整備・認可等に係る諸手続きは、決定事業者で行っていただきます。
- ④事業者決定後、決定事業者は保育所(園)の認可について、申請により茨城県から認可を受ける必要があります。

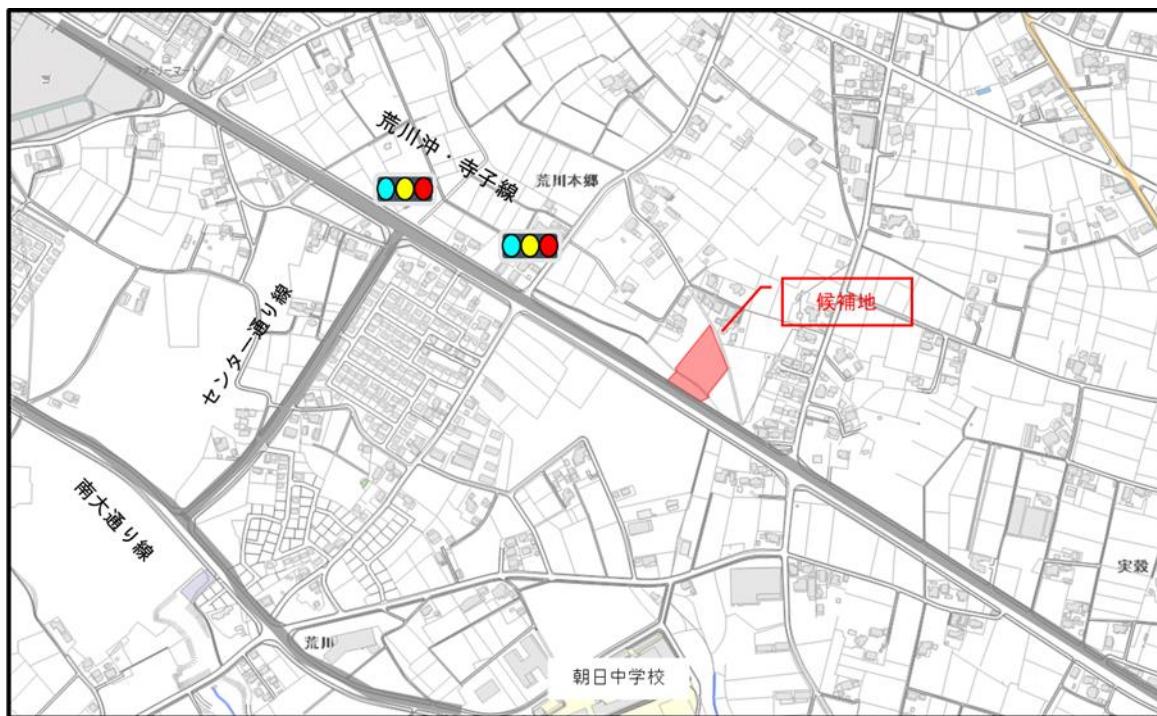
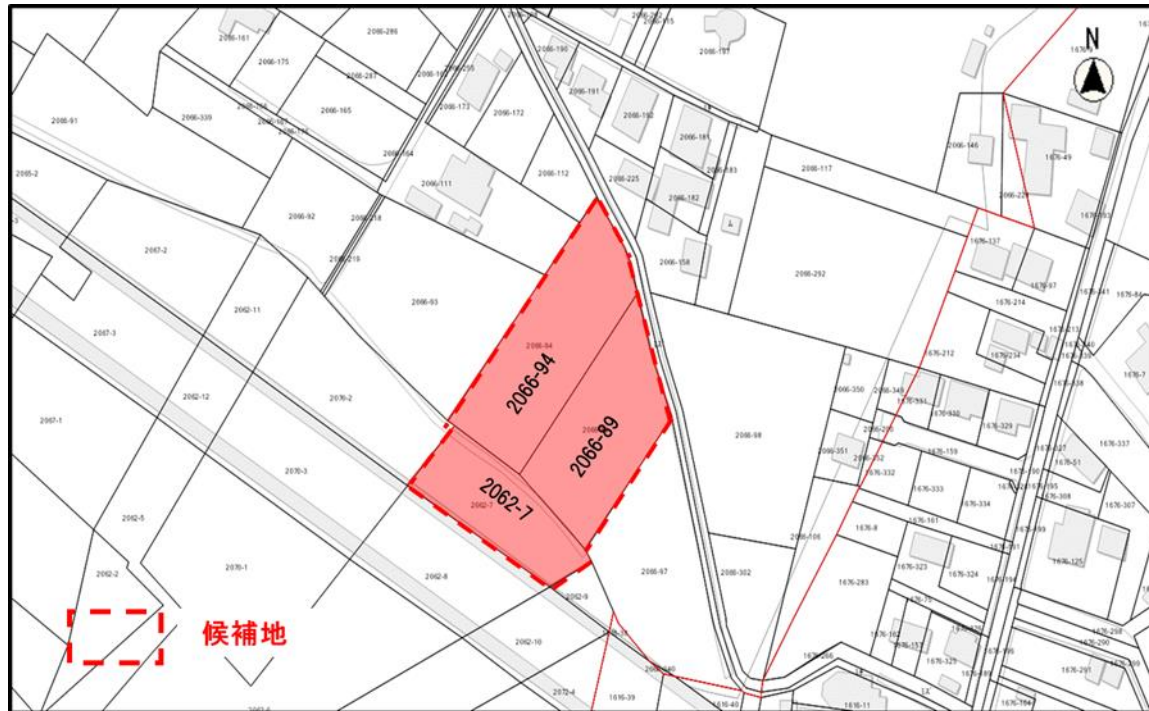
### 【参考】

子ども子育て支援法に基づいて保育施設及び事業に対し、国が定める公定価格に基づき給付費をお支払いします。給付額は地域区分や利用定員、認定区分による基本額(児童一人あたりの単価)と、職員配置や開所時間による加算により決定します。詳しくは下記のサイトをご覧ください。

利用者負担額は、阿見町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例により、阿見町が保護者の所得に基づき決定した金額になります。

- ・新制度全般(内閣府 HP) <http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/index.html>
- ・公定価格および試算ソフト <http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/jigyousya.html#shisansoft>

(別図) 荒川本郷地内保育所整備予定地



| No. | 土地の所在     | 地番         | 地目 | 面積                      |
|-----|-----------|------------|----|-------------------------|
| 1   | 阿見町大字荒川本郷 | 大塚 2062-7  | 山林 | 1,008.00 m <sup>2</sup> |
| 2   | 阿見町大字荒川本郷 | 鶉野 2066-89 | 畑  | 1,484.00 m <sup>2</sup> |
| 3   | 阿見町大字荒川本郷 | 鶉野 2066-94 | 畑  | 1,778.00 m <sup>2</sup> |
|     |           |            |    | 4,270.00 m <sup>2</sup> |

|    |    |                         |
|----|----|-------------------------|
| 1筆 | 山林 | 1,008.00 m <sup>2</sup> |
| 2筆 | 畑  | 3,262.00 m <sup>2</sup> |
| 3筆 |    | 4,270.00 m <sup>2</sup> |

## 提出様式一覧

| 様式番号   | 書類名                           | 事前・本申請の別            |
|--------|-------------------------------|---------------------|
|        | 阿見町民間保育所設置・運営法人応募申請書類一覧表(A・B) | (事前申請:A)<br>(本申請:B) |
|        | 阿見町民間保育所設置・運営法人選考事前登録申請書      |                     |
|        | 質問書                           |                     |
| 様式第1号  | 阿見町民間保育所設置運営法人応募申請書           | A                   |
| 様式第2号  | 誓約書                           | A                   |
| 様式第3号  | 事業計画書                         | A                   |
| 様式第4号  | 法人代表者等調書                      | A                   |
| 様式第5号  | 履歴書(法人代表者用:5-1, その他従事者用:5-2)  | A                   |
| 様式第6号  | 役員等名簿一覧表                      | A                   |
| 様式第7号  | 建設工事等に関する誓約書                  | A                   |
| 様式第8号  | 最低基準調書                        | B                   |
| 様式第9号  | 民間保育所設置運営資金計画                 | B                   |
| 様式第10号 | 借入金償還計画表                      | B                   |
| 様式第11号 | 借入誓約書                         | B                   |
| 様式第12号 | 寄付確約書                         | B                   |
| 様式第13号 | 自己資金内訳書                       | B                   |
| 様式第14号 | 施設長就任承諾書                      | B                   |

質問事項・申請書 提出先

〒300-0392 茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目1番1号

阿見町 保健福祉部 子ども家庭課 阿部・田中

電話 : 029-888-1111(116・117)

FAX : 029-887-9560

Eメール: [kodomokateika-ofc@town.ami.lg.jp](mailto:kodomokateika-ofc@town.ami.lg.jp)